

近代的土地所有権論ノート(上)

今西 一

現代日本の民主的変革の問題を考える場合、企業・法人の土地所有に対する規制は、重大な論争点となりつつある。法社会学の分野では、「市民法」的立場(渡辺洋三・水本浩)と「社会法」的立場(篠塚昭次)との相違を超えて土地利用権の強化が主張され、ヨーロッパ先進諸国では土地公有化が七〇年代に現実的な問題へ転化してきている^①。

そして七〇年代には、この議論の影響を受けて、とりわけ近代ヨーロッパの土地所有に関する理論的・実証的な研究が前進している。私たちは、従来から近代的土地所有を一面的に美化し、近代日本の土地所有の後進性・半封建性を一方的に強調する論者への批判を展開してきた^②。ここでは最近ヨーロッパの土地所有研究の成果を批判的に摂取するなかで、近代的土地所有権概念を明確にし、近代日本の土地所有構成の特質を考えてゆきたい。

(補註) ヨーロッパ国制史・近世史研究の分野でも、ヨーロッパ近世社会における身分(団体)の強固な残存、近世法と近代法の連続性を強調するユニークな学説が現われている。彼らはまた、近代国家概念の成立において、「伝統的な政治社会に対する国家の挑戦がなかった」イギリス・(アメリカ)型と、「一切の政治権力が機構としての国家に吸収され、社会が政治から解放された経済社会に転化する」ヨーロッパ大陸型とを峻厳に区別する(村上淳)「ヨーロッパ近代法の諸類型」(平井宜雄編『法学』)

七九年、所収)四六頁、詳細は同『近代法の形成』七九年、五〇―九頁参照)。これらの議論を近代的土地所有権論に絡ませるといふテーマには、大変な魅力を感じるが、現在の私たちの力量ではとても不可能であり、後日の課題としておきたい。

① 法社会学の論争の紹介と批判としては、拙稿「一九二〇年代農民運動史研究への一視点」の「一、所有権と耕作権」(『歴史評論』三三三号、七八年一月号)を参照。七〇年代ヨーロッパの土地公有化については、日本土地法学会『土地所有権の比較法的研究』(七八年)第二部を参照。

② 私たちの「近代的土地所有美化」論批判としては、拙稿「書評 細貝大次郎著『現代日本農地政策史研究』」(『日本史研究』一九七号、七九年一月号)を参照。尚、本稿は同書評と姉妹篇になっており、同書評では私たちの近代日本農地法への鳥瞰図が述べられている。両者を併せて読んでいただければ幸甚である。

〔一〕 マルクス・レーニンの近代的土地所有論

マルクスは『資本論』第三卷(国民文庫版(8))のなかで、近代的(＝資本主義的)土地所有とは、「封建的土地所有なり生計部門として営まれる小農民的農業なりが、資本や資本主義的生産様式の影響によって転化させられた形態」(原著六二七頁、以下同)である、

と規定している。また同書では、次のように前近代的土地所有と近代的資本主義的土地所有とが明確に対比されている——

この（資本主義的——筆者）生産様式が土地所有を一方では支配・隷属関係から完全に解放し、他方では労働条件としての土地を土地所有からも土地所有者からもまったく分離して、土地所有者にとって土地が表わしているものは、彼が彼の独占によって産業資本家すなわち借地農業者から徴収する一定の貨幣租税以外のなものでもなくなることであり、：（略）：こうして、土地所有は、以前にそれに付着していたすべての政治的社会的な飾りものや混ざりものを捨て去る（引用A）：（略）：一方では農業の合理化がはじめて農業の社会的経営を可能にしたということ、他方では土地所有の不合理を示したということ、これは資本主義的生産様式の大きな功績である。これはその生産様式がもたらした他のすべての歴史的進歩と同じように、この進歩をもさしあたりまず直接生産者の完全な窮乏によって買い取ったのである（引用B）（六三〇—一頁。傍線——筆者）。

マルクスによると前近代的な土地所有関係とは、「支配・隷属関係」を前提とした、「労働条件としての土地」と土地所有者とのパーソナルな結合関係である。そこには様々な「政治的社会的な飾りもの」が混入している（引用A）^①。これに対して近代的資本主義的土地所有では、資本—賃労働の一般的な成立を前提として、土地所有の独占と経営の独占とが分離（土地所有と経営の分離）し、土地所有の不合理性が明確化する（引用B）。マルクスにおける近代的土地所有確立の指標は、資本—賃労働—土地所有の「三分割制」の確立である。しかし、これは現実のイギリス近代社会でさえ実現

しなかった、資本家・賃労働者・土地所有者の三者のみからなる『資本論』の抽象論理的な世界での近代的土地所有の確立指標である。他方レーニンは、「所有と経営の分離」というシェーマが、一九世紀後半のヨーロッパやロシアで、次のように歴史具体的に展開していると述べている——

すべてのヨーロッパ諸国で、農奴制が没落したのちは、土地所有の身分制が破壊され、土地財産の動員が行われ、商工業資本が農業にむけられ、借地や不動産抵当債務が増大している：（略）：ロシアには、農奴制の遺制がもつとも多いにもかかわらず、ここでも農民改革後には、：（略）：私有地・国有地・共同体の土地その他等々の賃借が発展している。

（『農業問題と『マルクス批判家』』『レーニン全集』第五巻）
一一五—一六頁）

「借地や不動産抵当債務」が、所有と経営との分離を促進する要因であることを指摘したレーニンは、また「イギリスできわめて完全に発展した借地農制と、ヨーロッパ大陸で驚くべき速さで発展しつつある不動産抵当制とが、本質的には同一の過程を、すなわち、農業経営者の土地からの分離の過程をあらわしている」（『農業における資本主義』『全集』第四巻）一一二頁）ことに注目する。このイギリス—借地農制、ヨーロッパ大陸—不動産抵当制という指摘は、後のイギリス法と大陸法との相違性を考えるうえでも重要な示唆を含んでいる。そして、「農業におけるブルジョア民主主義的変革をその『論理的』結末までもつていこうと」すれば、「絶対地代の廃絶としての、土地の国有化にはかならない」（『労働者党の農業綱領の改訂』『全集』第一〇巻）三六六頁）として、近代的土地所有の

確立し土地国有化とする^②。しかし、このレーニンの指標は、一九世紀後半—二〇世紀初頭ロシアの労働同盟による民主主義革命の課題として掲げられたものであり^③、また現実の土地国有化を二〇世紀に実現させたのは、社会主義国の一部だけである。

このようなマルクス・レーニンの理論を無媒介に現実の歴史過程に適応し、イギリス「三分割」制を近代的土地所有(権)の典型としたり、土地国有化をブルジョア的土地変革の完了形態とする議論には、いくつもの疑問が出されている。以下では特に前者に限定して、最近の法制・経済史の議論を紹介してゆきたい。

〔二〕 近代的土地所有権——イギリスとヨーロッパ大陸——

ここ数年来、川島武宜の『所有権法の理論』(四九年)を継承・発展させ、戦後の定説とされてきた水本浩の近代的土地所有権「物権的構成論」が、様々な角度から批判されている^④。水本の議論は、一九世紀中頃のイギリスにおいて成立した農地「賃借権」の「物権的構成」(「所有権に対する賃借権の優位」)を、「近代的土地所有権」確立の法的メルクマールとして、これをとらない大陸法や「明治民法」の「前近代性」・「寄生地主的段階」を強調する(同『借地借家法の基礎理論』六六年)。

これに対して原田純孝は、従来の「賃借権」物権化論が、「賃借権のいわば『外的構造』(対抗力、譲渡・転賃、権利の存続期間としての期間の長さなど)に着目して大陸法の物権概念との対比を行なってきたこと、他方、賃借のいわば『内的構造』(まさに経営活動「資本投下の自由とその内容にかかわる改良施行権と改良費償還請求権、とくに後者)は必ずしも明確な位置づけを与えられぬま

ま、固有の意味での『物権的構成』の枠外に置かれていたこと」(前掲書、二六頁)を厳しく批判する。そして、賃借権の「内的構造」は、イギリスの場合、貴族の大土地所有と資本制的借地農業との関連という視点から椎名重明・戒能通厚らによって究明され、「実際イギリスの土地所有は、資本制地代の成立からただちにその法律的形式すらもが、近代的なものに転化するわけではなく、借地農が土地改良に投下した資本の保障」「テナント・ライト」の補償の制度的確立、地代滞納者に対する地主の優先権たる「(自救的)動産差押え権」に関する法律の修正、および「継承的不動産法」の改正——イギリスの大部分の大土地所有に関する現行権者の土地処分確立——等々の過程をもって、最終的には十九世紀の『農業大不況』期にようやくそれが現実のものとなる」(椎名前掲論文、三頁)と結論づけられる。但しこの議論は、近代的土地所有権の確立を、一九世紀中頃の不動産賃借法に見るのか、一九世紀末頃の貴族の継承不動産法の改正に見るのか、という単なる時期区分が争われているのではない。議論の根底には、近代イギリスにおける土地所有構成の最大の特質を、資本制的借地農に見るか、貴族の大土地所有に見るか、という問題が相剋している。私たちは一応、近代イギリスの土地所有構成・土地所有権を把握する場合、貴族の大土地所有の問題を欠落させてはならない、とする椎名・戒能らの見解に賛意を表しておきたい。従って氏らの主張するように、イギリスを近代土地所有権の「典型」として、各国資本主義の土地所有権を裁断する方法にも、勿論反対である。しかし、氏らの議論には、次の二点の疑問がある——

第一に、貴族の大土地所有の牢固な存在があり、それが法的に保

護（＝継承的不動産法）されているにもかかわらず、何故に資本制的借地農が早熟的に形成されるのか、両者の関係をどう考えるのか、という問題である。特に後者について、椎名は「イギリスの貴族的大土地所有が十九世紀末の『農業不況』期における一連の法改正をもって、近代的土地所有の典型：（略）：に近いものとなったということは、それ以前——少なくとも資本制地代範疇の成立した農業革命（十八世紀中葉～十九世紀初頭）以降——において近代的土地所有が成立していたことを意味している。：（略）：ただそれは、地代論的に規定される近代的土地所有とはいえても、法律諸関係を含めての総体的な意味における近代的土地所有の典型になっていない」（前掲論文、六頁）と語っている。私たちも、近代的土地所有の確立＝資本制地代の確立とする経済決定論には反対である。しかし、椎名の規定では法的メルクマールと経済的メルクマールが分離され、両者が二元論的に説明されている。両者の統一的な説明こそが望まれる。

第二に、貴族的大土地所有に一定の規制が加えられる一九世紀末頃というのは、イギリスでは独占＝帝国主義の形成期であり、新しい法体系＝「社会法」の導入期でもある。これらの新しい要因を分析せず、当該期を近代的土地所有の確立期としてのみ叙述することにも問題がある。

ここでは第二の問題は除いて、第一の問題のみに触れる。〔一〕で先述したように、レーニンはいギリスにおける借地農制、ヨーロッパ大陸における不動産抵当制の広汎な展開に注目しつつ、両者ともに「所有と経営との分離」として総括している。イギリスの資本制的借地農制、フランス・ドイツの不動産抵当制——これらの農業

資本主義化の類型的差異と、イギリスの賃借権＝物権的構成と大陸諸国の賃借権＝債権的構成との関連を究明することが重要な課題である。また既に、一九世紀末プロイセンでの不動産抵当制の展開が、ユンカー経営を『三分割制』に近似的な状況』に変貌させている、という貴重な指摘があらわれている（加藤房雄『プロシア型』農業進化の構造・序論』『経済論叢』第一一八巻三・四号、七六年）六八頁）。

最後に、近代的土地所有権の定義を考えてみたい。稲本洋之助は、次のように規定する——

第一は、市民革命を経ることによって「所有権」一般の觀念が成立する……（略）……土地所有から政治的支配の契機が除去され（公・私法の分離）、重層的構造が一元化され、かつ土地が商品化される……。

第二は、労働生産物への物的支配をモデルとする「所有権」一般の觀念に……（略）……労働生産物でない土地所有を服せしめる……（略）……次の三点に注意したい。①土地所有権は、利用を伴う占有（以下占有（occupation）という）を根拠とする。このことが「農民の所有権」への一元化によって明らかにされたのちは、占有もせず占有させもしない所有権者の利益は無視されてしかるべきである。②このような占有を根拠とする土地所有権の觀念は、労働生産物の所有を想定した三位一体的構成（人身＝労働＝物）と起源をことにするが、それと必ずしも矛盾しない。ここでの土地所有権の本質は土地利用権であり、利用のための最も確実な法形式として所有権の構成がとられるにとどまる。……（略）……③土地の商品化（売買・収用）が、利用とその権限（＝所有権）とを合

致させる上で不可欠とされる。

〔フランスにおける近代的所有権の成立過程〕（同他『所有権思想の歴史』七九年）九八―九頁）

これは近代的土地所有権を、「土地利用権と土地所有権の矛盾・対立」に、「土地利用権の法的保護の形式」（戒能前掲書、viii頁）に求めた定義である。商品生産にとって外在的な土地所有は、「①利用を中心として三位一体的構成に服し、②商品化の論証を与えることが、土地所有をして『所有権』一般に包摂せしめる」（稲本他前掲書、九九頁）とする。このような立場から原田純孝は、一八〇四年のフランス民法典Ⅱナポレオン法典を分析して、同法が「契約自由の原則の下での、賃借権の約定期間内における安定性の保障」を掲げながら、「借地農の用益権能」が土地所有権に従属する（原田前掲書、三七頁）、という矛盾した構造を持つことに注目する。氏は、フランス革命前期の農地賃借法の論議で、中・上層の借地農が「土地利用権としての農地賃借法の概念を呈示」し、「所有と契約の自由の一定の社会的な制約」を要求して、それに反対する富裕な上層農民との間に「明白な矛盾・対抗関係」が生じており（三八三頁）、他方、下層・貧農層は、「借地経営の細分化ならびにその平等的配分や、耕作・生産・穀物取引の要求」などを、「用益の共同的・ゲヴェーレ的法概念」という復古的な要求と結合させている（三八四頁）、と言う。このような三極構造のなかで、フランス革命は徹底したブルジョア地主的改革として勝利し、「一つの土地利用権としての農地賃借権が物権的に構成される余地は、本来的に」（四七二頁）存在しなかった。氏は「地主的土地所有に即応する法的特質を残しながらも、当時における借地経営の近代的発展：

（略）：にとって不可欠であった二つの要請（土地所有権ならびに所有権一般の自由の確立と上層借地経営の法的基礎の強化）を、むしろその阻害要因となりうる農地賃借権の物権的強化の方向をとることなく同時に実現せしめたところに、土地変革を主要な課題とした市民革命の所産としての、ナポレオン法典農地賃借法の最も基本的な特質」を見出している。同法は「けっして『前近代的な』ものと『近代的な』ものとの単なる併存」ではなく、「近代的な農地賃借法の一つの特殊・歴史的な形態」である（四六六頁）。

イギリス法が賃借権Ⅱ物権的構成をとりながら、大陸法が賃借権Ⅰ債権的構成をとるのは、決して法の発展段階差の問題ではない。それぞれの国の法的伝統や階級闘争、農業資本主義化の類型差として把握されるべきである。以下では、近代日本の土地所有構成の特質について、農民の土地所有権要求の問題を中軸に据えて考えてみたい。

① またマルクスは、前近代的土地所有における地代「取得の基礎は暴力的支配」である（『剰余価値学説史』第二章（国民文庫版(9)）三九一頁）、と明言している。前近代的所有とは、暴力による人身的隷属を基本的な内容とする所有関係である。

② 当該期のレーニンの「農業綱領」への優れた理解としては、尾崎芳治『古典研究 レーニン』『社会民主党の農業綱領』（『経済』二八号、六六年）を参照。なお同「イギリス革命における農業・土地問題分析の視角」（『経済論叢』八六巻二号、六〇年）、「本源的蓄積論の諸問題」（『経済科学通信』一五号、七六年）、「ブルジョアの土地変革の理論」（七三年一〇月一三日、京都民科歴史部会例会報告）などからは、ブルジョアの変革期における土

地所有分析の視角について多大な御教示を得ている。

③ 「十七、八世紀の市民革命、二十世紀の二段階論における市民革命—この両者」を混合して、「フランス革命は全領主所有地を国有化し、勤勞農民に分割した」とする「講座派」的な理解への批判としては、井上幸治「フランス革命研究の反省」六八年（『近代史像の模索』七十六年、所収）二四—二六頁参照。

④ 椎名重明「近代的土地所有」（七三年）、戒能通厚「イギリス土地所有権法研究」（八〇年）、原田純孝「近代土地賃貸借法の研究」（八〇年）。尚『社会科学の方法』誌上での次の論争をも参照。戒能「イギリス所有権法の総体的把握」（三九号、七二年）、水本「所有権理論の進展」（四四号、七三年）、椎名「近代的土地所有論」（四九号、七三年）、浜林正夫「近代的土地所有をめぐる若干の問題」（五四号、七三年）、稲本洋之助「賃借権の物権化」について（六三号、七四年）、鈴木祿弥「不動産賃借権の亜所有権化」について（八六号、七六年）など。

⑤ 私たちは、イギリスにおける貴族的大土地所有の存在を、「上からの革命」の結果として説明する、堀江英一グループの仕事（同編『イギリス革命の研究』六二年）に、はるかに親近感を覚える。また堀江らは、イギリス市民革命では、Freehold（領主的所有権）⇨上層農こそ解放したが、Copyhold（事実上の農民的土地所有権）⇨中・貧農を解放することはなく、Leaseholdを広汎に存在させ、賃借権は資本主義の確立によって法認された、とする。この論理は、椎名の前掲書『近代的土地所有』第一章にも密輸入されている。しかし、「上からの革命」が勝利したイギリスにおいて、何故「三分割」制が典型的に成立したのか、という問題は、その後の堀江グループによっても解明されていない。但し、それを意図していると思われる武暢夫「一七世紀中葉のサセックス王領地における支配構造」、

同「一七世紀中葉のサセックス王領地における農業経営の發展方向」（『富山大学経済論集』第一二卷三・四号、第一三卷一号、六七年）や、一九世紀後半のリースハウルド解消の困難性を指摘した、島浩二「イギリス土地問題」の一局面（本誌、一五一号、七八年）、同「イギリス貴族的大土地所有と都市開発」（『経済科学通信』二二二号、七八年）などには注目する必要がある。

⑥ 法的伝統については、とりあえずマックス・ウェーバー（世良晃志郎訳）『法社会学』（七四年）、参照。

（一九八〇年七月二日）

歴史科学協議会入会の訴え

歴史科学協議会の会員になりませんか。

会員には毎月、機関誌『歴史評論』が送られます。

会費は次の通りです。

一年分 四、八〇〇円

半年分 二、四〇〇円

御希望の方は、本会もしくは左記に御連絡下さい。

〒114 東京都北区滝野川2-32-10 ↓ 222

振替 東京二一六六〇八三

歴史科学協議会